

航空運送事業の許可について

航空法においては、航空運送事業とは、「他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業」と定義されています。具体例としては、定期航空運送事業、貸切（人員・物資）輸送、遊覧飛行等があります。客席数が百又は最大離陸重量が五万キログラムを超える航空機を使用して行う航空運送事業を営もうとする者（特定本邦航空運送事業者という。）は、国土交通大臣の許可を得なければなりません。また、特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業を営もうとする者は、申請者の住所を管轄区域とする地方航空局長（東京航空局長又は大阪航空局長）の許可を受けなければなりません。許可については、航空法に規定されていますが、当該事業の許可を受け、運航を開始するフローは次のとおりです。

○ 手続所要期間
申請受理から許可まで通常
2ヶ月の期間を要します。

○ 根拠法令
法：航空法 昭和27年7月15日法律第231号
規則：航空法施行規則 昭和27年7月31日運輸省令第56号

